

今後の事務・権限移譲推進指針

平成25年3月

熊本県

今後の事務・権限移譲推進指針

第1 趣旨

地方分権が進展する中で、県と市町村の適切な役割分担のもと、住民に身近な行政は、市町村ができるだけ担い、個性豊かな地域づくりを推進することがこれまで以上に求められている。

今後、基礎自治体としての市町村の役割は、ますます高まることが見込まれており、市町村行政の執行能力の向上を図る手段として権限移譲を活用していくことも望まれる。

この指針は、市町村への事務・権限移譲を更に積極的に進め、市町村の自主性、自立性を一層高めるために、移譲する事務・権限の内容、市町村への支援策などを定めることにより、事務・権限移譲の円滑な推進に資することを目的とする。

第2 事務・権限移譲にあたっての基本的な考え方

市町村は、地域住民に身近な基礎自治体として、自己決定、自己責任のもと多様化した住民ニーズを把握し、きめ細かな行政サービスを実践する役割が求められている。

また、県は、市町村を包括する広域自治体として、広域的な視野に立った政策展開や市町村間の連絡調整が求められるなど、県と市町村の適切な役割分担が必要となっている。

こうした役割分担の考え方にもとに、次の視点に立って権限移譲を推進する。

(1) 特色あるまちづくりの推進

地域の特色を生かした自主的なまちづくりに結びつく事務・権限を移譲する。

(2) 住民サービスの向上

住民生活に密接に関わる行政サービスで、事務処理の迅速化や住民の利便性の向上に結びつく事務・権限を移譲する。

(3) 事務のワンストップ化

計画段階から実施まで、指導から許可までといった一連の事務を市町村で自己完結的に処理でき、住民がワンストップでサービスを受けられる事務・権限を移譲する。

第3 権限移譲の進め方

(1) 地方自治法に基づく権限移譲

市町村の行政体制に配慮しながら、意欲のある市町村に対して、地域の実情や市町村のニーズに応じた権限移譲を行う。

なお、市町村合併等により行政体制の整備が進んだ市町村については、更に以下の取組みを進めていくこととする。

政令指定都市への権限移譲

政令指定都市となった熊本市に対しては、熊本県・熊本市基本協定書に基づく「熊本県・熊本市事務権限移譲等に関する連絡調整会議」を活用して、県と熊本市が移譲する事務・権限等について協議をしながら、この指針に掲げる事務・権限以外の事務も含めて、積極的な権限移譲を推進する。

行政運営の一体的な取組みによる権限移譲

市町村の区域と地域振興局の所管区域が一致している地域等においては、県と市町村の行政運営の一体的な取組みを進め、更なる権限移譲につなげていく。

(2) 個別法に基づく権限移譲

建築基準法に基づく特定行政庁の設置など、県が担任している事務について、個別法の中で市町村への権限移譲が可能なものについては、市町村の意向等を踏まえながら、個別法の規定による権限移譲についても検討を進める。

(3) 広域連携を活用した権限移譲

市町村が単独で移譲を受けることが困難な事務については、機関等の共同設置など広域連携の仕組みを活用しながら、市町村の体制整備や事務の効率化につながる移譲を推進する。

第4 移譲対象とする事務・権限

移譲対象とする事務・権限は、「事務・権限移譲一覧」(別表1)のとおりとし、このうち、これまでの移譲の状況や住民生活に密接に関わる行政サービスの観点から、別表2に掲げる事務については、重点的に移譲を進めることとする。

なお、移譲対象とする事務・権限は、概ね5年を目安に見直しを行うこととする。

第5 事務・権限移譲の方法

県は、市町村に対して、事務・権限移譲に関する取組みや移譲対象とする事務・権限について説明を行い、市町村の課題や要望を把握し、課題の解消に向けた市町村との協議や意見交換を行う。

市町村は、移譲対象とする事務・権限の中から、移譲を希望する事務について、県に申し出るものとする。

移譲希望申出の時期、原則として毎年9月までとする。

県は、移譲希望申出があった場合、速やかに申出を行った市町村と協議を行うものとする。

市町村への移譲時期は、原則として毎年4月1日とする。

③～⑤にかかわらず、特別な事情がある場合は、協議のうえ、移譲時期等を決定する。

第6 市町村への支援策

「熊本県権限移譲事務市町村等交付金要綱」に基づく交付金（以下「権限移譲交付金」という。）による適切な財源措置と、事務の専門性や移譲事務数等に応じて、県職員を派遣するなどの業務支援を行う。

なお、支援に当たっては、移譲事務の円滑な実施に資するよう、市町村の実情を踏まえ、広域本部及び地域振興局と連携し、意見交換や情報提供等を行いながら、一体的に取り組むこととする。

（1）適切な財源措置

県が事務・権限を市町村に移譲する場合には、当該事務・権限を執行するために要する経費の財源として、当該市町村に対し権限移譲交付金を交付する。

一般交付金

事務ごとに必要な人件費、事務費等を考慮し、市町村の事務処理の取扱件数等に応じて交付する。

特別交付金

関係書籍の購入、事前研修等を要する経費として、事務ごとに1回に限り交付する。

なお、重点的に移譲を進める事務及び個別法による移譲を行う事務については、交付額の加算を行う。

(2) 市町村のニーズに応じた人的支援

市町村が、移譲された事務・権限を円滑に執行するために必要となる専門的知識を有する職員等の育成・確保については、市町村のニーズを踏まえ市町村研修生の受入れを行うとともに、建築基準法上の特定行政庁の設置など、市町村の体制整備を伴う移譲に関しては、移譲前の段階から計画的な人的支援を行い、市町村の体制整備を支援する。

また、短期間の出張による実務指導を行うなど、市町村の実情を踏まえた支援を行う。

(3) 広域連携の活用に対する支援

機関等の共同設置など広域連携の仕組みを活用する場合には、具体的な手法の周知、助言を行うなど、準備段階から県職員がサポートを行うとともに、市町村間の連絡調整を行う。

(4) その他

県は、移譲する事務・権限に関し、必要に応じて説明会を開催するとともに、文書の整理、引継マニュアルの作成・提供を行うなど適切な事務引継を実施する。

県は、移譲する事務・権限に関し、必要に応じ移譲前に市町村職員に対する研修を実施する。

県は、法令の改正や処理基準の変更などにより、市町村が事務を行うに当たり影響が生じる場合は、必要に応じ研修会を開催するなど情報提供に努める。

移譲が決定した事務・権限及び移譲後の事務・権限について、市町村の円滑な実施に資するような支援体制を充実させる。

第7 「事務・権限移譲一覧」にない事務・権限移譲への対応

「事務・権限移譲一覧」に掲載されていない事務・権限の移譲を市町村が希望する場合には、できる限り移譲するよう努めることとし、移譲の方法や移譲することとなった場合の対応はこの指針に沿って支援を行う。

第8 地方分権改革等への対応

地方分権改革など、国の法令改正等による県から市町村への事務の移譲に関しても、市町村のニーズを踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて、指針掲載事務等の見直しなど適切な対応を行う。

第9 県民への情報提供

移譲される事務・権限、移譲先の市町村に係る情報は、熊本県のホームページの活用その他の方法により県民に周知を図る。

(別表1)

事務・権限一覧

番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
1	宗教法人境内地・境内建物証明に関する事務	登録免許税法施行規則	総務	私学振興課	市町村	
2	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可、変更許可、完成検査、保安検査に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	液化石油ガスに関する知識必要
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許可、検査、許可取消し、改善命令、登録、更新登録、届出の受理等に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	液化石油ガスに関する知識必要、登録については、管轄区域内で当該事務が完結するものに限る。
3	高圧ガス保安法に基づく許可、変更許可等に関する事務	高圧ガス保安法	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	高圧ガスに関する知識必要
	高圧ガス保安法に基づく許可完成検査・変更許可完成検査・保安(維持)検査の実施に関する事務	高圧ガス保安法	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	高圧ガスに関する知識必要
	高圧ガス保安法に基づく立入検査、許可取消し、改善命令、緊急措置命令、登録、更新登録、届出の受理に関する事務	高圧ガス保安法	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	高圧ガスに関する知識必要
4	ガス用品販売事業者に関する報告の徴収・立入検査、命令等に関する事務	ガス事業法施行令	総務	消防保安課	町村又は広域連合	
5	武器等製造事業者、販売事業者の許可、検査、命令、届出等に関する事務	武器等製造法	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	
6	電気用品規格の立入検査、命令、報告徴収等に関する事務	電気用品安全法施行令	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	
7	火薬取締法に基づく譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務	火薬類取締法、同施行規則	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	火薬類に関する知識必要
8	火薬取締法に基づく保安検査、立入検査に関する事務	火薬類取締法、同施行令	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	火薬類に関する知識必要
	火薬取締法に基づく各種許可、届出の受理、事故対応等に関する事務	火薬類取締法、同施行令	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	火薬類に関する知識必要
9	電気工事業法に基づく登録、更新登録、届出の受理、立入検査、危険防止命令等に関する事務	電気工事業の業務の適正化に関する法律	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	管轄区域内で当該事務が完結するものに限る。
10	老人居宅生活支援事業の届出の受理等に関する事務	老人福祉法	健康福祉	高齢者支援課	市町村(熊本市を除く。)	地域密着型サービス事業者等に限る。
11	特別児童扶養手当の認定、支給等に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、同施行規則	健康福祉	障がい者支援課	熊本市	
12	管理栄養士に関する事務	栄養士法施行令	健康福祉	健康づくり推進課	市町村	
13	調理師業務従事者届出の受理に関する事務	調理師法	健康福祉	健康づくり推進課	市町村	

番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
14	旅館業の営業許可等に関する事務	旅館業法、同施行規則	健康福祉	薬務衛生課	市町村 (熊本市を除く。)	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
	公衆浴場の営業許可等に関する事務	公衆浴場法、同施行規則	健康福祉	薬務衛生課	市町村 (熊本市を除く。)	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
	旅館・公衆浴場に係るレジオネラ症の発生防止に関する事務	熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例	健康福祉	健康危機管理課	市町村 (熊本市を除く。)	
15	興行場の営業許可等に関する事務	興行場法、熊本県興行場法施行条例	健康福祉	薬務衛生課	市町村 (熊本市を除く。)	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
16	クリーニング所の開設届出受理等に関する事務	クリーニング業法	健康福祉	薬務衛生課	市町村 (熊本市を除く。)	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
17	理容所の開設届出受理等に関する事務	理容師法	健康福祉	薬務衛生課	市町村 (熊本市を除く。)	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
	理容所以外の場所で業務をする場合の承認に関する事務	熊本県理容師法施行条例	健康福祉	薬務衛生課	市町村	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
	美容所の開設届出等に関する事務	美容師法	健康福祉	薬務衛生課	市町村 (熊本市を除く。)	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
	美容所以外の場所で業務をする場合の承認に関する事務	熊本県美容師法施行条例	健康福祉	薬務衛生課	市町村	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
18	特定建築物の届出受理等に関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	健康福祉	薬務衛生課	市町村 (熊本市を除く。)	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
19	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則	健康福祉	薬務衛生課	市町村	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
20	墓地等の経営許可等に関する事務	墓地、埋葬等に関する法律	健康福祉	薬務衛生課	町村	公衆衛生に関する一定水準の知識必要
21	専用水道の指導監督等に関する事務	水道法	環境生活	環境保全課	町村	薬学、土木、衛生工学等の技術を有することが望ましい。
22	簡易専用水道の指導監督等に関する事務	水道法	環境生活	環境保全課	町村	薬学、土木、衛生工学等の技術を有することが望ましい。
23	騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定に関する事務	騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例	環境生活	環境保全課	町村	
	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定に関する事務	悪臭防止法	環境生活	環境保全課	町村	
	振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定に関する事務	振動規制法	環境生活	環境保全課	町村	
24	公害防止管理者の届出の受理等に関する事務(一般粉じん発生施設)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	環境生活	環境保全課	市町村 (熊本市を除く。)	
	粉じん発生施設の設置届出の受理等に関する事務(一般粉じん発生施設)	大気汚染防止法、熊本県生活環境の保全等に関する条例	環境生活	環境保全課	市町村 (熊本市を除く。)	

番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
25	自動車騒音の常時監視、結果公表等に関する事務	騒音規制法	環境生活	環境保全課	市町村 (熊本市を除く。)	
26	特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務	特定非営利活動促進法	環境生活	男女参画・協働推進課	市町村 (熊本市を除く。)	
27	大規模小売店舗新設届出の受理等に関する事務	大規模小売店舗立地法、同施行規則	商工観光労働	商工振興金融課	市町村	
28	特定工場新設等の届出の受理等に関する事務	工場立地法	商工観光労働	産業支援課	市町村	
29	岩石採取計画認可等に関する事務	採石法	商工観光労働	産業支援課	市町村	土木専門知識必要
30	砂利採取計画の認可等に関する事務	砂利採取法	商工観光労働	産業支援課	市町村	土木専門知識必要、河川区域を除く。
31	協業組合の設立許可等に関する事務	中小企業団体の組織に関する法律	商工観光労働	商工振興金融課	市町村	単独市町村の区域を越えないものに限る。
32	中小企業等協同組合等の設立許可等に関する事務	中小企業等協同組合法	商工観光労働	商工振興金融課	市町村	単独市町村の区域を越えないものに限る。
33	計量法に基づく商品量目の立入検査に関する事務	計量法	商工観光労働	産業技術センター	市町村 (熊本市を除く。)	計量器構造や検査方法の習熟
34	農事組合法人の成立の届出等に関する事務	農業協同組合法	農林水産	団体支援課	市町村	
35	農地転用の許可等に関する事務	農地法	農林水産	農地・農業振興課	市町村	2ha以下の転用許可
36	分収林契約に係る募集等の届出の受理、変更催告等に関する事務	分収林特別措置法	農林水産	森林整備課	市町村	
37	遊漁船業者の登録等に関する事務	遊漁船業の適正化に関する法律、同施行規則	農林水産	水産振興課	市町村	
38	市町村管理漁港の漁港区域内の埋立免許に関する事務	公有水面埋立法、同施行令	農林水産	漁港漁場整備課	漁港所在市町	
39	市町村管理漁港の漁港区域内の農林水産省所管の国有財産に関する事務	国有財産法	農林水産	漁港漁場整備課	漁港所在市町	
40 漁港の場合は、漁港漁場整備法と海岸法を組合せて移譲 港湾の場合は、海岸法、港湾法及び港湾管理条例を組合せて移譲	県管理漁港の区域内の水域等における占用の許可に関する事務	漁港漁場整備法、熊本県漁港管理条例	農林水産	漁港漁場整備課	漁港所在市町	
	海岸保全区域の占用の許可等に関する事務	海岸法、熊本県海岸保全区域及び一般海岸区域の占用料等徴収条例	土木、農林水産	河川課、港湾課、農地整備課、漁港漁場整備課	海岸保全区域のある市町	港湾の場合は、県管理事務所がある港湾を除く。
	港湾区域・港湾隣接地域の占用等の許可に関する事務	港湾法、熊本県港湾管理条例	土木	港湾課	港湾区域・港湾隣接地域のある市町	県管理事務所がある港湾を除く。
	港湾施設の使用等の許可に関する事務	熊本県港湾管理条例	土木	港湾課	港湾施設のある市町	県管理事務所がある港湾を除く。
41	一般公共海岸区域の占用の許可等に関する事務	海岸法、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例	土木	河川課	一般公共海岸区域のある市町	
42	路外駐車場設置の届出の受理等に関する事務	駐車場法	土木	都市計画課	都市計画市町(熊本市を除く。)	

番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
43	建築物の建築確認に関する事務	建築基準法	土木	建築課	市町村 (熊本市、八代市、天草市を除く。)	個別法による移譲(建築基準適合判定資格者の確保)
	耐震改修の促進に関する事務	建築物の耐震改修の促進に関する法律	土木	建築課	市町村 (熊本市、八代市、天草市を除く。)	個別法による移譲(建築基準適合判定資格者の確保)
	ハートビルの建築促進に関する事務	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	土木	建築課	市町村 (熊本市、八代市、天草市を除く。)	建築に関する専門知識必要
	都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務	都市計画法	土木	建築課	市町村 (熊本市を除く。)	
44	浄化槽の設置等に関する事務	浄化槽法	土木	下水環境課	市町村 (熊本市を除く。)	
45	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の許可に関する事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	土木	砂防課	市町村	工法審査に専門性必要
46	砂防指定地内の制限行為の許可に関する事務	熊本県砂防指定地管理条例	土木	砂防課	市町村	工法審査に専門性必要
47	地すべり防止区域内の制限行為の許可に関する事務	地すべり等防止法、同施行令	土木、農林水産	砂防課、農地整備課、森林保全課	市町村	工法審査に専門性必要、地すべり等に関する高度な技術力必要
48	屋外広告物の許可に関する事務	屋外広告物法	土木	都市計画課(景観公園室)	市町村 (熊本市を除く。)	個別法による移譲
	違反広告物の簡易除却等に関する事務	屋外広告物法	土木	都市計画課(景観公園室)	市町村 (熊本市を除く。)	
	屋外広告物条例違反に対する措置に関する事務	屋外広告物法	土木	都市計画課(景観公園室)	市町村 (熊本市を除く。)	個別法による移譲

(別表2)

重点的に移譲を進める事務一覧

番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
7	火薬取締法に基づく譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務	火薬類取締法、同施行規則	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	火薬類に関する知識必要
8	火薬取締法に基づく保安検査、立入検査に関する事務	火薬類取締法、同施行令	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	火薬類に関する知識必要
	火薬取締法に基づく各種許可、届出の受理、事故対応等に関する事務	火薬類取締法、同施行令	総務	消防保安課	市町村又は広域連合	火薬類に関する知識必要
35	農地転用の許可等に関する事務	農地法	農林水産	農地・農業振興課	市町村	2ha以下の転用許可
39	市町村管理漁港の漁港区域内の農林水産省所管の国有財産に関する事務	国有財産法	農林水産	漁港漁場整備課	漁港所在市町	
40	県管理漁港の区域内の水域等における占用の許可に関する事務	漁港漁場整備法、熊本県漁港管理条例	農林水産	漁港漁場整備課	漁港所在市町	
	海岸保全区域の占用の許可等に関する事務	海岸法、熊本県海岸保全区域及び一般海岸区域の占用料等徴収条例	土木、農林水産	河川課、港湾課、農地整備課、漁港漁場整備課	海岸保全区域のある市町	港湾の場合は、県管理事務所がある港湾を除く。
	港湾区域・港湾隣接地域の占用等の許可に関する事務	港湾法、熊本県港湾管理条例	土木	港湾課	港湾区域・港湾隣接地域のある市町	県管理事務所がある港湾を除く。
	港湾施設の使用等の許可に関する事務	熊本県港湾管理条例	土木	港湾課	港湾施設のある市町	県管理事務所がある港湾を除く。
42	路外駐車場設置の届出の受理等に関する事務	駐車場法	土木	都市計画課	都市計画市町(熊本市を除く。)	
44	浄化槽の設置等に関する事務	浄化槽法	土木	下水環境課	市町村(熊本市を除く。)	